

議案第 25 号

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 9 月 2 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例（平成 14 年条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 南行徳第 5 駐輪場の項の次に次のように加える。

北国分駐輪場	市川市堀之内 3 丁目 1 1 9 番 4 及び 1 2 0 番 3
--------	------------------------------------

別表第 2 の 1 の表南行徳第 5 駐輪場の項の次に次のように加える。

北国分駐輪場	1,300 円	650 円
--------	---------	-------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 平成 29 年 4 月 1 日以後に改正後の第 4 条第 1 号に規定する定期使用の方

法により改正後の別表第 1 に規定する北国分駐輪場を使用しようとする者に係る使用の許可及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の第 5 条、第 6 条第 1 項、第 9 条、第 1 0 条及び別表第 2 の規定の例により行うことができる。

理 由

北国分駅周辺の良好な環境を確保するとともに、自転車等の利用者の利便を図るため、北国分駐輪場を設置する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。